通 知 書

この申請建築物は☑印を付した事項の届出の提出又は設備等の設置が必要となります。

□防火対象物使用開始届出書	
□防火管理等	□防火管理者選任届出書
	□消防計画作成届出書(□地震防災規程含む)
	□防火対象物定期点検報告
□防炎防火対象物	
□消防用設備等	□消火器(□一般 単位)(□油 単位)(□電気 本)
	□屋内消火栓設備 □スプリンクラー設備 □水噴霧消火設備
	□泡消火設備
	□不活性ガス消火設備 () □ハロゲン化物消火設備
	□粉末消火設備
	□屋外消火栓設備 □動力消防ポンプ設備
	□自動火災報知設備 □ガス漏れ火災警報設備 □漏電火災警報器
	□消防機関へ通報する火災報知設備 □非常警報設備 ()
	□非常警報器具
	□避難器具() □誘導灯 □誘導標識
	□消防用水
	□排煙設備 □連結散水設備 □連結送水管 □非常コンセント設備
	□無線通信補助設備
	□非常電源 ()
	□その他()
□住宅用防災警報器等	□寝室() □階段()
	□その他 ()

- ※1 防火対象物使用開始届出書は使用開始7日前までに提出して下さい。
- ※2 消防用設備等のうち設備的な工事をするときは、工事着手の10日前までに工事整備対象設備 等着工届出書を消防長あて提出して下さい。

お問い合わせ先

八戸地域広域市町村圏事務組合

消防本部予防課 消防署庶務班